

# JTRECの国連CEFACT活動と 持続可能な観光の推進

2024年2月7日

NPO観光情報流通機構（JTREC）

鈴木理事作成

# 1. NPO 観光情報流通機構の概要

## 1. 設立事由

国連（UN/CEFACT）で推進する電子商取引の円滑化及び簡易化活動に、我が国の旅行観光部門として対応するために設立され現在に至る。

その活動では、旅行観光商品・サービスや関連情報の流通等に関する標準化活動を中心として、調査研究、利用促進、国際連携等の活動及び関連するシステム開発や運用及び教育等を行う。

## 2. 組織の変遷

### 1) 1992 EDIFACT旅行メッセージ勉強会（元運輸省情報管理部の指導）の開始

国連が推進するEDIFACT(その後国連CEFACTに改称)の旅行観光部門の活動に初めて参加  
我が国の旅行観光部門の主要な企業及び協会等が参加

### 2) 1994 旅行EDI研究会に改称（法人・企業会員制、研究会座長を持つ）

### 3) 2001 旅行電子商取引促進機構に改称（XML/EDIの取組）

英語名称設定：Japanese EC Promotion Organization for Travel, Tourism and Leisure（JTREC）

### 4) 2007 NPO法人化

### 5) 2013 NPO法人観光情報流通機構へ名称変更（6月）現在に至る 英語名称継続

## 3. 事業運営

会費及びコンサルティング事業収入等で運営

## 4. 運営体制

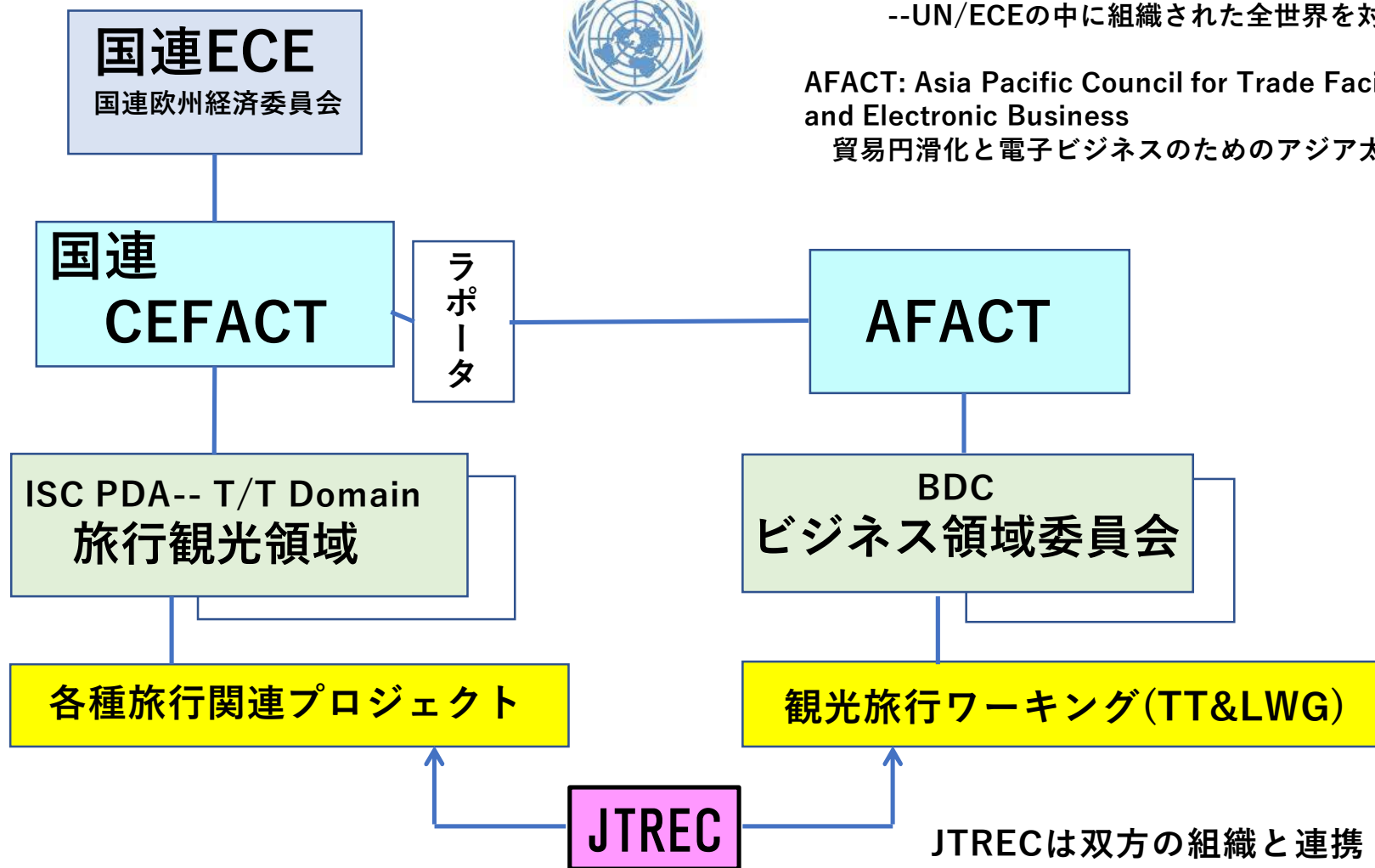
理事（9人）、監事（2人）、顧問（8人）と会員（法人、個人）で構成

事務局：サブホテルズ(株) 本社内に設置（東京都目黒区）

## 5. 連携する国内外機関

国連CEFACT日本委員会、SIPSサプライチェーン情報基盤研究会、チーム新湯治、その他

## 2. 国連及びAFACTの組織と活動



UN/CEFACT: United Nations Centre  
for Trade Facilitation and Electronic Business  
貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター  
--UN/ECEの中に組織された全世界を対象とした活動体

AFACT: Asia Pacific Council for Trade Facilitation  
and Electronic Business  
貿易円滑化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会

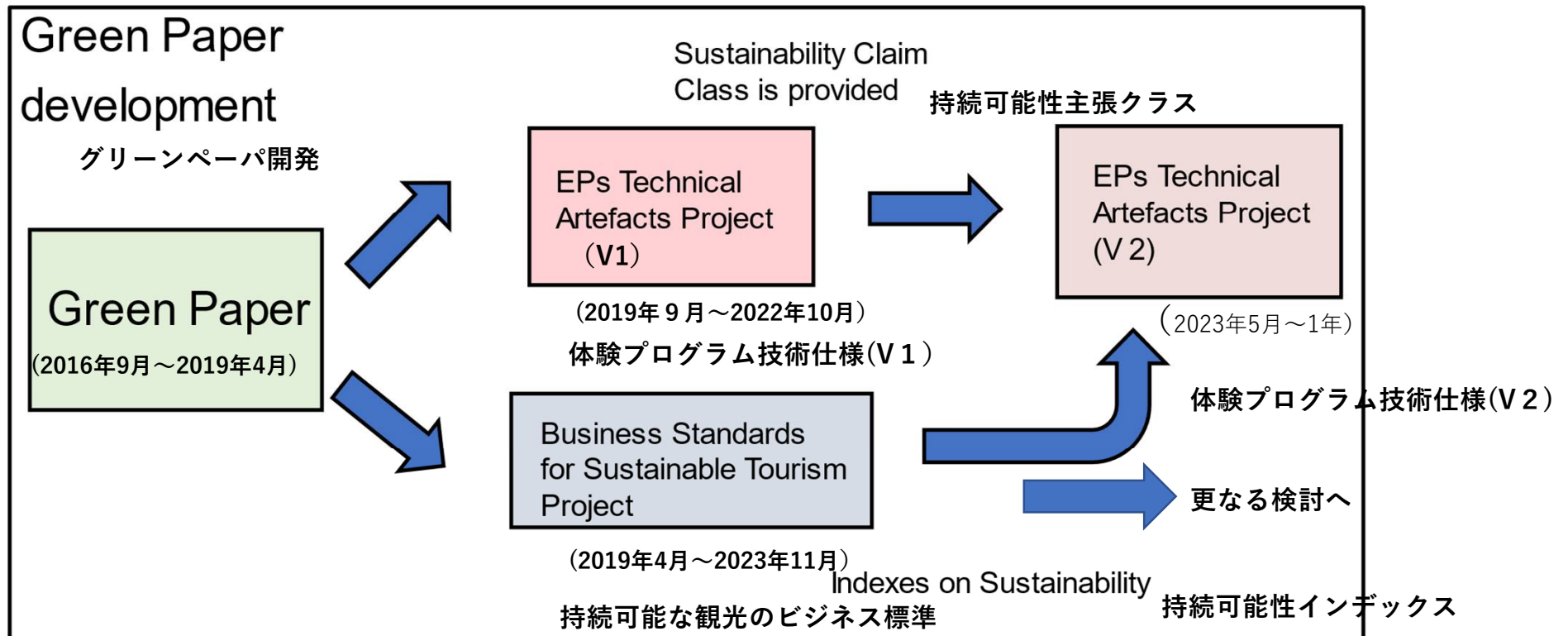
### 3. 国連活動の中のプロジェクト

1) 体験プログラム技術仕様開発プロジェクト

(Experience Programs (EPs) Technical Artefacts Project)

2) 持続可能な観光のビジネス標準開発プロジェクト

(Business Standards for Sustainable Tourism (ST) Project)



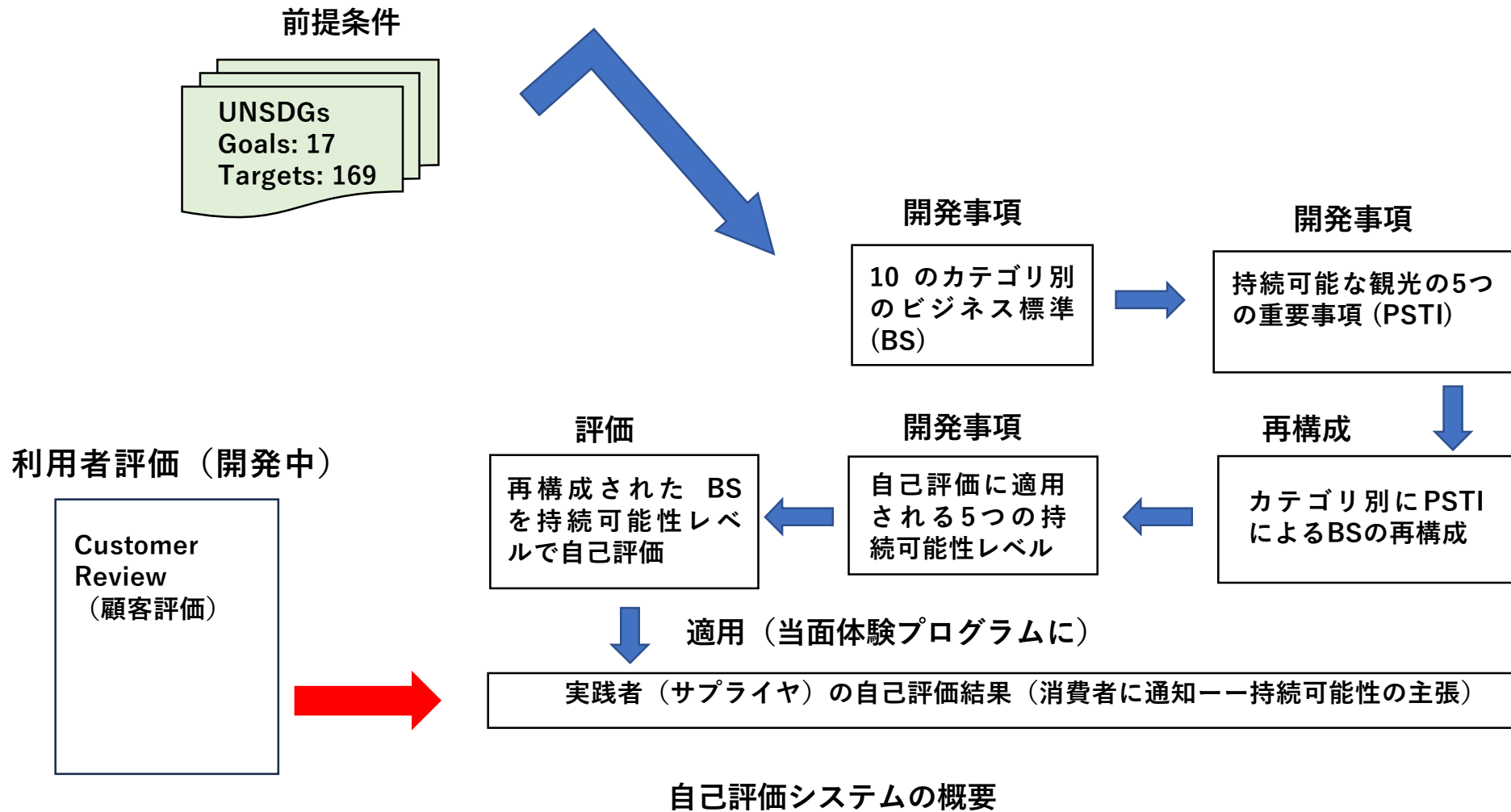
## 4. ビジネス標準開発対象の10カテゴリー（Sustainability Tourismでの分野整理）



- 1.食品/レストラン
- 2.宿泊施設
- 3.輸送
- 4.観光地
- 5.ショッピング
- 6.エンターテイメント
- 7.旅行会社
- 8.地方自治体
- 9.体験プログラム
- 10.旅行者

旅行/観光業界における10のカテゴリー

## 4-2. 自己評価システムの開発



## 5. 旅行会社（ビジネス標準）の場合

- 1.4 すべての男性と女性は、基本的なサービス、土地およびその他の形態の財産の所有と管理にアクセスできる。さらに、観光客は天然資源、経済資源、観光資源において平等な権利とサービスを受けることができる。
- 1.5 気候変動問題や、観光地における経済的、社会的、環境的災害を考慮した旅行日程を開発する
- 3.3 さまざまな感染症に対応して、旅行会社は、地域の伝染状況を予測し、地域の旅行者の安全と安心を確保するよう努めるべきである
- 3.5 地域の方針に従い、観光客に薬物乱用と過度のアルコール摂取を思い出させる
- 3.6 過去の交通事故事例と原因を踏まえ、輸送中のすべての乗客の安全確保に努める
- 3.8 すべての旅行者が手頃な費用で予防し、適切な医療計画を取得できるように支援する
- 3.9 有害化学物質やさまざまな種類の汚染を避ける旅行日程を立てる
- 4.4 持続可能な観光の実践に必要な技術的および専門的スキルを持つ若者と成人の割合を増やす
- 4.7 文化の多様性と持続可能な文化の発展を促進するために、観光客が持続可能な観光のための知識とスキルを習得できるようにする
- 4.7 旅行会社は、すべての従業員に、環境保護と人道的保護のコンセプト、および旅行中の最良の実践を教えるべきである

## 5-2. 旅行会社（ビジネス標準）の場合（続き）

6.4 ボトル入り飲料水の使用を減らし、旅行者にマイボトルを提供する

8.6 旅行会社は、若者に一定の割合の雇用機会とトレーニングを提供できる

8.7 DMC の一連の監査文書は、旅程計画プロセス中に旅行会社の支援を受けて作成され、児童労働の違法な雇用がないか、またはすべての社会および経済的地位の人々に雇用機会が提供されたかどうかを確認することができる。

11.4 伝統文化と地域住民および地域社会のプライバシーを尊重する

11.6 持続可能な輸送システムで旅行する

12.2 紙の無駄を減らすため、電子ツーリズムのパンフレットを提供する

12.2 会社は、技術と人工知能により紙の生産量を削減できる。また、クラウドシステムの操作とデータ分析を通じて、訪問者の好みをよりよく理解する

12.5 旅行会社は、旅行者に旅行中に自分の環境に優しい食器やストローを持参するよう奨励すべきである  
ような、持続可能性の要素に従って旅行の選択を手配する

14.1 海洋資源と生態系に影響を与える観光活動を手配しない

15.1 環境汚染と資源消費を減少できるグリーンツーリズムを促進する

15.1 環境にやさしいモデルと低炭素排出ツアーを奨励する

15.1 責任を持って観光客を抑制し、グリーン ツーリズムと保護のコンセプトを実施し、関連する処罰と違反に対する罰則を制定する

15.2 後片付けを奨励するツアーを手配することにより、責任ある観光慣行を促進する



## 5-3. 重要事項 (PSTI)の選択

SDGsで直接的に提示された観光のターゲットから持続可能な観光の5つの重要事項を抽出しました。

- ターゲット 8.9 から : 「雇用創出および産品販促」
- ターゲット 11.4、14.7 から : 「文化遺産および自然遺産の保護と自然環境の保全」
- ターゲット 12.b から : 「持続可能な観光対して持続可能な開発がもたらす影響の測定」  
= 「観光地管理」
- その他の観光関連の目標 : 「その他の持続可能な観光の重要事項」

抽出された持続可能な観光の5つの重要事項は次のとおりです。

- A. 「雇用創出および産品販促」
- B. 「自然環境の保護」
- C. 「文化遺産の保護」
- D. 「観光地管理」
- E. 「その他の持続可能な観光の重要事項」

## 5-4. 旅行会社(重要事項 (PSTI)別ビジネス標準)

### A. 雇用創出・産品販促

4.4 持続可能な観光の実践に必要な技術的および専門的スキルを持つ若者と成人の割合を増やす

8.6 旅行会社は、若者に一定の割合の雇用機会とトレーニングを提供できる

8.7 DMCの一連の監査文書は、旅程計画プロセス中に旅行代理店の支援を受けて作成され、児童労働の違法な雇用がないか、またはすべての社会および経済的地位の人々に雇用機会が提供されたかどうかを確認することができる。

### B. 自然環境の保護

3.9 有害化学物質やさまざまな種類の汚染を避ける旅行日程を立てる

4.7 旅行代理店は、すべての従業員に、環境保護と人道的保護のコンセプト、および旅行中の最良の実践を教えるべきである

6.4 ボトル入り飲料水の使用を減らし、旅行者にマイボトルを提供する

12.2 紙の無駄を減らすため、電子ツーリズムのパンフレットを提供する

12.2 会社は、技術と人工知能により紙の生産量を削減できる。また、クラウドシステムの操作とデータ分析を通じて、訪問者の好みをよりよく理解する

12.5 旅行代理店は、旅行者に旅行中に自分の環境に優しい食器やストローを持参するよう奨励すべきである

14.1 海洋資源と生態系に影響を与える観光活動を手配しない

15.1 環境汚染と資源消費を減少できるグリーンツーリズムを促進する。

15.1 環境にやさしいモデルと低炭素排出ツアーを奨励する

15.1 責任を持って観光客を抑制し、グリーンツーリズムと保護のコンセプトを実施し、関連する処罰と違反に対する罰則を制定する

15.2 足跡残さないツアーを手配することにより、責任ある観光慣行を促進する

## 5-5. 旅行会社(重要事項 (PSTI)別ビジネス標準) (続き)

### C. 文化遺産の保護

4.7 文化の多様性と持続可能な文化の発展を促進するために、観光客が持続可能な観光のための知識とスキルを習得できるようにする

11.4 伝統文化と地域住民および地域社会のプライバシーを尊重する

### E. その他持続可能な観光の優先事項

1.4 すべての男性と女性は、基本的なサービス、土地およびその他の形態の財産の所有と管理にアクセスできる。さらに、観光客は天然資源、経済資源、観光資源において平等な権利とサービスを受けることができる。

1.5 気候変動問題や、観光地における経済的、社会的、環境的災害を考慮した旅行日程を開発する

3.3 さまざまな感染症に対応して、旅行代理店は、地域の伝染状況を予測し、地域の旅行者の安全と安心を確保するよう努めるべきである

3.5 地域の方針に従い、観光客に薬物乱用と過度のアルコール摂取を思い出させる

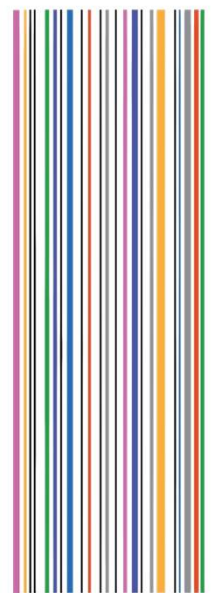
3.6 過去の交通事故事例と原因を踏まえ、輸送中のすべての乗客の安全確保に努める

3.8 すべての旅行者が手頃な費用で予防し、適切な医療計画を取得できるように支援する

11.6 持続可能な輸送システムで旅行する

12.6 持続可能な関連会社や、持続可能性のあるホテルの属性の自己報告、飲食サービスおよび運送会社のような、持続可能性の要素に従って旅行の選択を手配する

## 6. 自己評価結果の表示例



UN / CEFACT

自己評価結果の表示例を表2に示す。

この表の数字は、持続可能な観光の重要事項ごとの持続可能性レベルを示している。

0の評価は、取るべきビジネス標準があることを示すが、旅行会社ABCはまだ行動を起こしていない。  
(実施の初期状態)

(-) 欄は、持続可能な観光の重要事項に該当するビジネス標準がないことを示す。

持続可能な観光の重要事項	A.	B.	C.	D.	E.
カテゴリ番号 実践者	雇用創出と 産品販促	自然環境の保護	文化遺産の保護	観光地管理	その他の持続 可能な観光の 重要事項
4.7旅行会社ABC	1	2	2	-	1

表. 自己評価結果の例

# 7. 持続可能性レベル



持続可能性レベルの改善経路は、図 3 のように段階的な表現で示されます。



図 3. 持続可能性レベルの改善経路

## 8. 自己評価方式の活用と将来展望

### A. 体験プログラム（EPs）の技術仕様開発とその販売局面での実使用の促進

体験プログラム（商品）の扱いの中で下記の仕様を検討中。

#### 1) Sustainability Claimsの開発

実践者（EPsの商品販売会社）のEPsに対するSustainability Levelの自己評価を組み込む。

#### 2) Customer (Traveller) Reviewの活用

EPsの利用者の意見を取込み評価の正当性を得る。

### B. ラベル化の実現

各実践者は、自らの扱う商品（例えば旅行商品）の販売でUN/CEFACTの自己評価方式とそのReview方式を活用していることを広く利用者に公表するために、UN/CEFACTの**ラベルの活用**のようなことを国際的に検討したい。